官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（三五）　二
○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（三六）　八
〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一九二）　九
〔省　令〕
○地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務五〇）　九
〔規　則〕
○警察における重要経済安保情報に係る業務の適正の確保に関する規則（国家公安委六）　一〇
○国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則（同七）　一二
○国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則（同八）　一三
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（同九）　一五
〔法規的告示〕
○平成二十七年総務省告示第三百十四号（個人番号カード等に関する技術的基準）の一部を改正する件（デジタル庁・総務一二）　一九
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通三八六）　三一
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七三〇）　三三
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通三八七）　三七
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三九
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　四六
会社その他
会社決算公告　四八

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

（法律第三五号）（内閣府本府）

1　昨年一二月に閣議決定した対応方針に基づき、地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととした。

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。

◇株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

（法律第三六号）（財務省）

1　特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和八年三月三一日から令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の一二関係）

2　特定投資業務の適確な実施のために政府が株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に出資することができる期限を令和八年三月三一日から令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の一四関係）

3　特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和一三年三月三一日から令和二三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の二〇関係）

4　検討

㈠　政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（改正法附則第二項関係）

㈡　政府は、㈠の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（改正法附則第三項関係）

5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令

（政令第一九二号）（内閣府本府）

1　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の施行に伴い、独立公文書管理監の職務に重要経済安保情報の指定等の適正を確保するための措置に係る総合調整に関する事務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行の日（令和七年五月一六日）から施行することとした。